

## 巻頭言：実務が変わる中、共同親権の施行まであと約8ヶ月!

### ◆ はじめに - 親子ネットの名称変更のご報告

親子ネットの正式名称には、これまで「面会交流」という言葉を用いておりましたが、この表現に対しては以前から批判の声も多くありました。昨年、改正民法が成立し、政府・法務省も「面会交流」から「親子交流」へと表現を改めたことを受け、当会も正式名称を「**別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク**」へと変更いたしました。名称変更にあたっては、鈴木宗男先生をはじめ、多くの会員の皆さまからご意見・ご協力をいただきました。この場を借りて、御礼申し上げます。ありがとうございました。

### ◆ 5/31 親子ネット講演会

#### 「改正民法施行前に家裁運用が変わっている!?～共同親権下の親権行使ルールや監護者指定の審判例～」のご報告

当日は、当事者の方々やこの問題に関わる多くの皆さまにとって、非常に参考となる内容が多く語られました。その一部を抜粋してご紹介しております。また、**柴山昌彦先生や講師の先生方に加え、参議院選挙でご当選された鈴木宗男先生、梅村みずほ先生にご挨拶いただいた内容も掲載しておりますので、ぜひご覧ください。**

なお、講師である杉山程彦弁護士にご紹介いただいた判例資料については、ご希望の方に共有しております。参加されなかった方でも、親子ネット運営委員にご連絡いただければお渡し可能です。

### ◆ 参議院選挙について

参議院選挙では、**今回の共同親権の改正民法にご尽力いただいた先生方や候補者に対し、全国各地で多くの当事者が選挙応援などに携わりました。**

一方で、今回の参議院選挙では、全国の演説会場で罵声を浴びせるなどの妨害行為が多発していました。そのような会場では、私服姿で自主的にボディガード役を担う当事者の姿も多くいました。

危険を顧みず行動する当事者の姿勢は、多くの議員の先生方に伝わり、ご理解やご支援、陳情のしやすさにもつながると思います。

結果として、**今回も多くの先生方が当選されました。**今後も引き続き、多くの議員の先生方にご理解・ご支援いただけるよう、活動を続けてまいります。

### ◆ 当事者の成功事例のご紹介 ～手紙やロープレをきっかけに～

親子ネットに参加したことで、**高葛藤の父母が対話できるようになったケースをご紹介しますので、ぜひご覧ください。**

あらためて、これまでの法律が争いを生みやすい仕組みであったことを実感すると同時に、今回の法改正をきっかけに、当事者自身の考え方や対応を見直していく必要があると、考える機会としていただければ幸いです。

### ◆ 改正民法の施行に向けた動き

#### ○ 関係府省庁等連絡会議 議事録の公開

法務省より「**Q & A形式の解説資料（民法編）**」が公開されました。「親の責務等」「父母相互の人格尊重・協力義務」「家庭裁判所が親権者の指定又は変更についての判断をする際の考慮要素」「親権の行使方法等」について、Q & A形式で解説されましたので、ぜひご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900355\\_0001.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900355_0001.html)

#### ○ 「離婚・別居後の親子関係を考える会」地方議連の視察

2025年4月、地方議連メンバーによる視察が行われ、**尼崎市では「親子交流」の取組、大東市では「別居親の学校等行事参加」の取組について、現地の事例が紹介されました。**

親子交流の支援事業の無償化や別居親による学校園行事の原則参加となる運用やフローチャートも共有されました。

これらの取組を他の地域でも広げていけるよう、当事者と地方議員との関係づくりを一緒に進めていけたらと考えています。

親子ネットでは資料提供や陳情の同行、勉強会の支援など、必要に応じてサポートしますので、ぜひお気軽にご相談ください。

#### ○ 「共同養育支援議員連盟」総会

2025年6月、共同養育支援議員連盟総会が開催され、柴山会長よりXにてご報告がありました。総会では、**全国の警察、検察、裁判所で研修が実施されていることが共有され、総務省からは、DV等支援措置に関して不服申し立ての審査請求について、令和4年度と令和5年度の2年間で計59件の審査請求があったものの、“容認された件数は0件”であったという報告がありました。**

親子ネットでは、DV等支援措置によって起きている問題点を議連の場でお伝えするために、当事者を対象とした実態調査のアンケートを行います。

アンケートが完成しましたら、定例会や会員用グループウェア等でご案内しますので、ぜひご協力のほどお願いいたします。

### ◆ さいごに - 親子ネットの活動について

親子ネットは、2025年度も昨年度に引き続き、**当事者支援と法制化活動の2本柱で活動を行い、施行前でも「親子が自然に会える社会」の実現へ皆さまと協力しながら目指します。**

また、今回の法改正が一人でも多くの当事者の救いや希望につながるよう、定例会や講演会を通じて助けや考えるきっかけを提供してまいります。今後とも、皆さまのご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク代表 泊 真生)

別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク 親子ネット®  
〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489  
メール: [info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)  
ホームページ: <http://oyakonet.org>  
会員 入会金500円 年会費3,000円  
親子ネット口座: PayPay銀行 すずめ支店 店番号002 普通貯金 口座番号4794211  
口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク (オヤコノメンカイコウリュウヨウジツゲンズルゼンコクネットワーク)  
※口座名変更手続き中 ※「親子ネット」は「別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク」の登録商標です



## < 親子ネット運営委員会 2025年度体制 >

親子ネットは2025年5月31日に「2025年度総会」を開催し、会長、代表、運営委員の選任、2025年度活動方針案、2025年度予算案、名称・規約改定について、ご出席の会員の皆さまからご質問と審議に関するご発言をお受けした後、これらの決議事項について採決をいたしました。その結果、委任状によるご賛成と合わせ、賛成多数をもって承認可決されましたことをご報告申し上げます。

総会をもって弊会の新名称は「別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク」となりました。なお、略名の「親子ネット」は変わりません。

2025年度の運営体制は下記のとおりです。新生親子ネットを今年度も何卒よろしくご願ひ申し上げます。

<会長>	武田 典久	<運営委員>	
<代表>	泊 真生	大久保 信之	秋森 和貴 (新任)
<副代表>	相澤 裕二 中村 仁子 林 繁樹	川井 順子	森 貴信 (新任)
<監事>	多田 芳雄	川名 恒太	木下 広美 (新任)
<顧問>	コリン P.A. ジョーンズ (同志社大学法科大学院 教授)	北村 隆之	矢野 匡道 (新任)
		斉藤 さなえ	
		佐々木 泰子	※ 日常の活動等は本名で行っていますが、親子ネットHP、本資料は個人情報保護の観点から一部仮名があります。ご理解ください。
		佐藤 和	
		志摩 謙信	※ 他に委嘱委員あり
		鈴木 健二	

### 新運営委員ご挨拶



#### 【秋森 和貴】

このたび、親子ネットの運営委員として活動させていただくことになりました秋森と申します。子どもを育てる中で、父母それぞれの関わりが子どもの健やかな成長にとって、いかに大切かを実感してきました。たとえ夫婦が別々の道を歩むことになったとしても、子どもが両親とつながり続けられる社会を目指したいと思っています。子どもにとって、パパもママもかけがえのない存在です。安心して子育てできる環境を整えるために、そして親子の絆が守られる仕組みを広げていくために、できることを一つひとつ積み重ねていきたいと考えています。皆さまと共に学び合いながら、誠実に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【森 貴信】

今期から親子ネット運営委員に参加させて頂いております森と申します。夫婦関係が上手くいなくなる事は普通にあります、そうなったとしても子どもにとっては、お父さんお母さんであり続けるので、そこを大人としてしっかり考えて子どもを悲しませない社会になって欲しいと思っています。私は今回親子ネットに参加させて頂き、同じような境遇の方と知り合えた事で救われた部分が多々ありますが、小さな子どもは誰にも相談出来ず一人で抱え込んでいると思います。共同親権施行後はそのような子どもが減るように、何らかの活動が出来ればと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【木下 広美】

親子ネットの運営委員になりました広美です。我が子を突然連れ去られ絶望の淵に立たされていたときに、親子ネットと出会い、深い苦しみのなかでも崩れずに歩み続けられている方々に出会えたことで、大きな励ましと希望をいただきました。同時に「親子の引き離し」が成立してしまう日本の社会構造に強い疑問を抱き、自分にできる形でこの不条理を変えていきたいと考えようになりました。どの方のどのような経験にも、たとえ困難な出来事であっても必ず意味があると感じています。

同じような境遇にある子ども・親・祖父母の方々が、少しでも希望を持って生きていけるように、今自分にできることを一歩ずつ、行動に移してまいります。

#### 【矢野 匡道】

この度、運営委員に加わることになりました矢野匡道と申します。私は昨年5月に当事者となり直後に親子ネットに入会致しました。当初は子どもに会えず暗中模索の状態でしたが同会に入会したことにより相談できる仲間ができたこと、改正民法の内容を勉強する機会を得たことは大きな希望となっています。

また、この4月に長男の小学校入学に際し、同居親の反対にも関わらず学校より保護者登録を認められたことで、法改正と共同養育に理解のある地方議員の影響を感じております。運営委員としては議会チームに参加しており、国・地方議会所属議員へ陳情を通じて現状の運用改善と法施行5年後の見直しに向けて一人でも多く理解者を増やしたいと考えております。よろしくお願いいたします。



# 親子ネット 講演会

## 「改正民法施行前に家裁運用が変わっている?!」

### ～ 共同親権下の親権行使ルールや監護者指定の審判例 ～

2024年5月、国会で共同親権導入を含む改正民法が可決、公布されました。改正民法は遅くとも2026年5月には施行されます。政府・法務省も1年後に迫った施行に向け、改正民法の解説資料作成、関係府省庁等連絡会議の開催、裁判所向けの研修など、必要な準備を進めています。今回の法改正において、「父母が離婚後も適切な形で子どもの養育に関わりその責任を果たすことは、子どもの利益を確保するために重要」とされ、父母の離婚が親子の別れにならないよう各種改正がなされました。改正民法の成立・公布後、親子ネットは定例会などを通じ、当事者が施行前でも子ども達との絆を取り戻すために、ワークショップやグループワークを行ってきました。しかしながら、法改正の内容の理解不足や、そもそも法改正に懐疑的な見方をしていることから具体的な行動をおこせない当事者も一定数存在します。

そのような中、改正民法の主旨を施行前に先取りした審判が出始めているとの報告が弊会に寄せられています。このような状況を受け、担当した弁護士から審判の内容に関して報告・共有いただく機会としての講演会を2025年5月31日に開催しました。施行前の現時点での変化に関する情報を付与し、当事者それぞれが具体的なアクションをとれるきっかけとなることが目的ですが、当事者のみならず、法律家や行政などの支援者にも広く把握していただきたいと思います内容です。

当日は約180名の方にご参加いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。当日の内容の一部を掲載します。

#### 【柴山 昌彦 衆議院議員】

改正法の中には、すでに発生した法律関係についてはこの法律は影響を及ぼさないという付則の文言があります。確かに実体法、つまり、法律権利関係の中身については、新しい価値観を伴うということから、遡及、つまり過去において発生した法律関係や価値基準については影響を及ぼさないというのが、法律の建前です。ただし、この改正民法には、非常に重要な「民法817条の12の2項」があります。これは「実質的なフレンドリーペアレントルール」と私は考えています。子の最善の利益のために夫婦の婚姻状況に関係なくお互いに協力し合う義務を明示しております。では、なぜこのような義務が明示されたかという、「子の最善の利益」のために、「父母の義務」が必要になってくるわけがあります。確かに民法改正に伴って、こうした義務が明示的に発生するわけですが、法律が改正される前であっても子の最善の利益のために、裁判所や調停委員がこの「価値観」を先取りして裁量的に取り組みをすることが求められてきます。また改正法が施行された後も当然ながら、さまざまな形で基準が変わってくるわけですから、その基準を事前に実務家の方々がかかりと学んでいかなくてはならないと考えるものであります。つまり、法改正されてから急に実務が変わるということではなく、その法改正に向けて色々な形で準備をしていくということが、当然必要になってくるはずということです。改正民法の施行は来年ですが、その準備のために法務省が発行したパンフレットに大変に重要な内容が含まれています。

法務省パンフレットの内容をしっかりと当事者の方、あるいは関係する実務家の方に熟読していただきたいです。例えば、親子交流や養育費の支払いが今後どのように変わっていくかなどが明示されています。改正民法の周知をこれから我々はしっかりとしていかなければいけません。関係府省庁が連絡会議を設置しております。省庁を横断して（例えばDV支援措置は総務省）、これから改正民法に向けた準備を整えていくことになるのかなと思います。

私がぜひ紹介したいのは、令和6年度の補正予算における「離婚後の子の養育計画」です。今回の民法改正には残念ながら養育計画の義務化というものは、盛り込むことができませんでした。けれども、他の国で、もうすでに先進的な離婚後の養育計画というものが行われていまして、それについての調査研究が既に法務省でなされています。また、養育費請求のための民事執

行手続きに関する調査研究も進められています。子の意見表明権についても研究がなされています。

こういった補正予算での研究の他に、家庭裁判所の裁判官への研修や、子の連れ去りをされた時に当事者がまず相談に駆け込む警察署でも改正民法についての研修が始まっています。研修の実態、どこまでそれが行き届いているかについては、共同養育支援議員連盟総会を開催して、そこで詳細な報告を各関係機関からしていただくこととなりますので、その結果についても、ぜひご注目をいただけたらと思います。

ちなみに警察案件といえば、北海道においてインド国籍の父親が、未成年者の略取容疑で逮捕されたということが最近話題になりました。日本国内で、連れ去りの最初の逮捕例ではないかということが取り沙汰されました。とはいえ、これが最初の逮捕案件ではありません。今回は大きなニュースになっていましたが、昨年の令和6年にも子の連れ去りについて複数の逮捕案件があります。実はその前にも逮捕案件があります。ただ、逮捕案件が複数あるといってもまだ少ないことと、ご存知の通り、逮捕されても起訴される案件がまだ出ていません。ですので、我々としてはやはり悪質なものについては未成年者略取誘拐罪として、起訴されるべきということが不適切な子の連れ去りに対する抑止につながるということを議員連盟でも再三申し上げます。

警察内のDVを扱っている部署にはきちんとした研修をすでに行っているということです。国内においては刑事部門において既に1,000名を超える警察官に、そして生活安全部門においても、2,000名近い警察官に対する研修が実施されているということです。このような動きを踏まえて、警察でも少しずつ動いているという報告もいただいておりますので、研修を徹底し広げていくためのサポート、あるいはプッシュをしていきたいと思います。

また、家庭裁判所の裁判官のみならず、調停委員にもこの改正民法の趣旨、海外における共同養育計画、あるいは親子交流の実態を月に複数回、しかも泊まりがけの交流も行っているという実態についてきちんと理解してもらい、そしてそれを実務で実現させていただきたいと考えております。

この後の講演の内容も含めて、実態をしっかりと精査するとともに、議連での活動に反映させていきたいと思っておりますので引き続き皆さまのご理解とご支援を心からお願い申し上げます。



## 【杉山 程彦 弁護士】

2024年の12月24日、横須賀家庭裁判所で、父親側が監護者指定と子の引き渡しを勝ち取った重要な事例がありました。現在小学1年生と3歳の2人の子がいますが、長女が小学校入学に間に合って引き渡されたことから、実効性ある判決として高く評価できます。この案件は、子の連れ去りから約2週間後に父親が私のもとを訪れ、即日で刑事告訴を行いました。これに対して警察は迅速に捜索を行い、裁判所は未成年者略取の疑いを認めて令状を発付しました。つまり、これは単なる民事問題ではなく、刑事的観点からも重大な事件として認定されたことを意味します。刑事告訴には親子交流の妨げになるリスクもあります。しかし、子の連れ去り直後や、既に親子交流が全く無い状態では、その懸念は薄く、積極的に活用すべきだと私は考えます。特に親子交流が全く無い状況では、「これ以上悪くなりようがない状態」として、迷うことなく刑事手続きを活用する意義があると思います。

またこの案件では、母親の不貞行為も重大な要素でした。不貞相手が家庭内に入り、私物まで残す状況があり、それが子の連れ去りの引き金となりました。父親は迅速にそれらの証拠を集め、引き渡し審判を申し立てました。さらに、親子交流中、長女が泣きながら「パパと一緒にいたい」と述べたことや、母親が不貞相手を「パパ」と呼ばせていた事実が調査官調査報告書に記載され、これが監護者としての不適切性の根拠とされました。

母親は高等裁判所に控訴し、保育園関係者による陳述書を提出しましたが、高裁も父親側の主張を全面的に認めました。なお、父親側は保育園卒園までは引き渡しを待つという柔軟な対応を取り、その後、子の引き渡しは穏やかに実現されています。

この案件から得られる教訓は多くあります。刑事告訴の実効性、証拠の重要性、不貞行為と監護者適格の関係性、そして「フレンドリーペアレントルール（子の交流を妨げない親が監護にふさわしい）」の考え方が明確に示されたことなどです。

一方で、制度の限界が浮き彫りとなった別の案件があります。家庭裁判所での案件ですが、子が母親を恐れ、交流のたびに蕁麻疹を出すという状況でありながら、「命に関わる危険がなければ人身保護請求は通らない」という極めて形式的な判断が下されました。私は、こうした問題の根底にあるのは単独親権制度の弊害だと考えます。単独親権では、一方の親に権限が集中し、もともと良識ある人物でも暴走する危険性があると指摘します。これは政治における三権分立のように、家庭内でも権力を分散し、相互に監視・抑制する共同親権の導入が不可欠だと考えます。

また、元妻が不貞を公表したことで子の交流を断たれ、自死に至ったとされる事例も知っています。これも単独親権の危険性を象徴するものと言えます。親子の交流は親の「施し」ではなく、憲法上の自然権・人権として保障されるべきだと私は主張します。

判例を活用する実務の観点から、『監護と引渡しをめぐる紛争審議及び判断に関する研究』という書籍はとても重要です。判例も掲載されています。この書籍の影響力は高まっており、同様の事情の案件では積極的に引用して活用すべきだと思います。

最後に、「よい判決はみんなのもの」として、勝訴判決を共有し、社会全体で前進する姿勢が重要だということを、皆さまにお伝えします。



柴山 昌彦 衆議院議員



杉山 程彦 弁護士



ご来賓、ご登壇いただいた皆さまと記念撮影



会場の様子



## 【作花 知志 弁護士】

改正民法施行を前に変化した判例とその背景について、私としてテーマが三つあります。一つ目は、いわゆる宿泊面会といえる和解が成立したり、裁判所から和解案が出るが増えたという印象があります。二つ目は、支援措置の問題について、私が担当した裁判例が最高裁で確定しました。これはやはり改正民法の影響を受けていると思っています。三つめが、学校の状況が変わってきたと感じています。

改正民法では「監護の分掌」が入りました。これは、諸外国でいう「交代監護」という制度が取り入れられたと理解しています。私の経験でも、監護の分掌的な和解といえるものが実際に行われています。例えば週末ごとに父母が交互に監護してはどうか、という和解案が出ています。外国では週末の交代監護が実は基本的人権であり、親子交流を意味しているというのが論文で指摘されています。これは日本も批准しているハーグ条約で、子の引き渡しにおいては請求者が希望すれば、子との宿泊交流を保証しないとしないという規定がありまして、それが基本的人権と理解されればとても分かりやすいといえます。

興味深い論文があります。父母は親権の有無にかかわらず、子との関係で特別な法的地位にあると解され、その双方が適切な形で子の養育にかかわり、その責任を果たすことが子の利益の観点から重要です。しかしながら現行民法上はこのことは必ずしも明確に規定されていません。そのため、例えば親権者でない親が、子に対して何ら責任を負わないかのような誤解を招くことがある、と指摘されています。

連れ去りの問題について、司法研究所から、子を連れ去り、別居親に会わせない親は、子の監護者として不適格という評価を与えなければならないということが書かれた本（「子の監護・引き渡しをめぐる紛争の審理及び判断に関する研究」）が刊行されました。私は最近この本をよく引用します。離婚訴訟の判決で、連れ去ったこと自体は不適切であるという判断が非常に増えていると思います。ただ問題は、連れ去ったのは不適切だとか、逮捕はされているけど起訴はされないとか、やはりそれだけで、法律制度としての拘束力が十分ではないと思うわけです。

国際法には「普遍的義務」という概念があります。例えば奴隷制度や集団殺害など、どの国も絶対にしてはならないとされています。そういう普遍的義務は「ヒューマンティーの概念」のもとにあると私は考えています。親子の関係を維持して、触れ合いながら成長する環境を作るというのもヒューマンティーであり、そのような普遍的義務に基づく国会の立法義務というのを提案してもいいのではないかと考えております。

私が担当させていただいた自由面会交流権訴訟（東京高裁令和5年8月31日）があり、同居親は、別居親が子と会いたいと言ったら、それを許可する、あるいは拒否する権限は民法のどこにもないということを東京高裁は判示しています。良い判断を裁判所にどんどん周知していくことが求められていると思います。

もう一つ、離婚裁判で今の段階では一旦「単独親権」とし、改正民法施行の段階で「共同親権」にしますという和解でまとまった例も既に出ています。このような和解ができるということを周知することも、改正民法を先取りする形でその理念を早い段階で今の日本の社会で実現する意味があると思います。

支援措置について。ある行政が、支援措置をかけられているからとの理由で交付申請を拒否した例があります。その交付申請を拒否した処分が違法であるとして取り消されたのが、福岡高裁の判決でその判決が最高裁で確定したというのが最近あります。その行政処分を取り消したのが、恐らく歴史上初めての判決

だったのではないかと思います。

第一審の地裁判決とこの高裁判決は、支援措置そのものが違法とは言わなかったのですが、支援措置が適法となるためには暴力を受ける危険が存在していることの要件と、もう一つは支援措置をかけられた人が、既にその支援措置をかけた人がどこにいるのかを知っている場合には、支援措置をかけることに意味が無く、探索をする危険がある場合にだけ支援措置は適法になるという二つの要件があって、そのいずれかを満たしていない場合、支援措置は違法になるというのがこの福岡高裁判決です。

裁判所としても、今まで行われてきた支援措置制度を、改正民法の離婚後共同親権制度に適合するように運用せざるを得ないという意識があるのではないかと思います。それはなぜかというと、親権は親の権利というよりは子に対する養育責任であると民法が規定しているからだと考えています。

私がこの改正民法成立の後、一番変化を感じているのが学校行事への参加です。昨年末に文部科学省から全国の都道府県教育委員会に対して、法務省が作成した離婚後共同親権のパンフレットを周知することになりました。今年になって卒業式、入学式、運動会、授業参観に是非いらしてくださいと言われることが非常に多くなりました。断られる方がむしろ少なくなったというのが私の印象です。一方で、それでも拒否された時の対処法が、実務家として今後の課題です。

改正民法にはいわゆる「フレンドリーペアレントルール」の規定が入りました。特に連れ去った親が別居親の学校行事参加を拒否したり、妨害したりということは、フレンドリーペアレントルールに違反しているということを主張していきたいと思っています。私が担当している案件で、親子交流調停をして交流させなさいという審判まで出て、なかなか交流させてくれないという案件がありました。そして離婚裁判も起こされているのですが、その中で、別居親と子との触れ合いについて妨害してはならず、互いの人格を尊重しなければならないというフレンドリーペアレントルールの規定が入りました。連れ去った親が交流をさせないことはフレンドリーペアレントルールに反していると考えております。「連れ去って子と別居親との交流を拒否し続けた親は親権者として不適格だ」という主張をこのままだとせざるを得ないので、本当にこのまま親子交流を拒否し続けるかどうかもう一度検討してほしい」という書面を出したところ、交流に応じてもらえたという案件が一つあるところです。

改正民法成立の影響が裁判所、行政、学校等いろいろなところに及んでいるということを感じます。一方で、施行まで一年を切った改正民法を上手に使う方法を見出だしていくのが専門家としての課題と思う次第です。



作花 知志 弁護士



## 【鈴木 宗男 参議院議員】

皆さまの日頃からの活動に心から感謝します。

私は皆さまから教えられることがたくさんありました。「“親子面会”という温かみのない表現をなんとか変えたい。」「“親子交流”という表現にしなければいけない」こう思って頑張らせていただきました。これもまた娘である鈴木貴子（自民/衆議院議員）の指導があつてのことでもあります。時間がかかりましたが、おかげさまで、日の目を見ることができました。ひとつの仕事をしたと、こんな思いでいっぱいであります。政治は恵まれない人のためにあるのです。

政治家としてものを言える人はまだいい。しかし世の中には言えない人がたくさんいる。その声を出せない人の声というものを大事にしてきました。これからも大事にしていきたいと思います。

袴田秀子さんという方がおられます。弟さん（袴田巖氏、袴田事件1966年）が47年7か月を獄中で過ごされました。死刑判決を受け、日々、恐怖となんとも言えぬ息苦しさの毎日だったと思います。晴れて無罪となりましたが、法務省は、特に法務大臣はこの袴田さんにおわびの一言もありませんでした。私は国会で、委員会で、毎回「法務大臣として袴田さんに、そしてお姉さんの秀子さんにおわびをするのが人の道だ」と言ってきました。5月29日、晴れて鈴木馨祐法務大臣が袴田秀子さんに直接お会いをして、深々と頭を下げて、さまざまなことについて謝罪をされました。これも私は政治家としてひとつの仕事をしたと思っております。

親子ネットの皆さまからいろいろご意見を賜り、あるいはご指摘を受けたことを、私は日の目を見させるために頑張ってきたものであります。そういった意味でも、「私は皆さまとともにある」「皆さまの思いをしっかり胸に秘めて頑張っていく」、これが鈴木宗男の考えであります。私は政治家である前に1人の人間として生きてまいります。正直者がバカを見る社会であってはいけません。「人の心」「優しさ」「思いやり」「慈しみ」「愛情」が今の世の中に必要だと思っております。「親子交流」というこの言葉の重みを日々しっかり胸に刻んで頑張っていきたいと思いますので、よろしく願います。



鈴木 宗男 参議院議員

## 【梅村 みずほ 参議院議員】

来年から改正民法が施行されます。私は国会に身を置きながら、法務省や各関連の省庁の協議などもあるはずなのですが、物事がちゃんと来年の法改正に向けて動いている気配をあまり感じません。非常に心配なところですが、これは何を示すかと言うと「とりあえず司法の実務に一回任せてみよう」といった温度感なのではと危惧しています。

共同養育支援議員連盟の総会が来月（6月）開催されます。柴山昌彦先生が引き続き会長として、共同養育の問題を進めてくださいます。当然私も出席して「進捗はどうなっているのか」を確認して、着実に一歩ずつ前に進めていきます。議論になるのは「急迫の事情」というところであり、おそらくDV、虐待についてでしょう。非常に重要になってくるのは、私が以前から問題意識を持って、去年総務大臣に集中的に質問をした「DV等支援措置」になってくるだろうと思っています。

この「DV等支援措置」は法律ではありません。来年の通常国会までに総務省が少しテコ入れするだけで、その「急迫の事情」というものの精度がすごく上がると考えています。今は例えば女性が「私はDV夫から逃げています」と言えば、住民基本台帳の閲覧をブロックしてもらうことになっています。「支援措置を出すということは、よほど切羽詰まった事情のほずであり、それなら内閣府から出されている配偶者暴力防止法に基づく保護命令も当然必要である」と、きちんとセットで申し立てをしてもらうように仕組みを変えてもらうだけで、「本当に急迫の事情なのかどうか」が分かると思うのです。

一方で、子を連れ去ることが全部悪とは言えません。実際問題として「本当にDVがあるのだけれども、証拠等が一切残っていない。保護命令を申し立てた時にDVが認定されなかったら、DV夫もしくはDV妻のところにもう一回戻らなきゃいけない恐れが依然として高い」ということもあります。そうすると、配偶者暴力防止法においても何かしらの法改正が必要だったり、新しい仕組みが必要なのは、という議論が起こる可能性もあるということです。

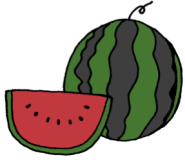
いずれにしても、この総務省の「DV等支援措置」の運用改善がなされないことには、日本の子どもたちが不条理に引き離される現象は解決しないだろうと私は思います。

「民法改正は終わった」と言って、国会議員がほとんどこの問題から手を引いていますが、私は残ったメンバーでしっかりと総務省とかけ合っていくべきと思っています。皆さまと一緒に、本当に子と親の絆が保たれる日本のために、今、何ができるのかを考えていきたいと思っています。



梅村 みずほ 参議院議員





## 【体験談】3年間の断絶と高葛藤を乗り越えて ～手紙とロールプレイングが切り拓いた対話への道～



### 【突然の連れ去り】

令和4年4月8日、次男の小学校入学式の翌日。妻は当時小学4年生の長女、3年生の長男、1年生の次男を連れて家を出ていきました。自宅から歩いてわずか2分ほどの距離にあるマンション。そこから、私と子ども達の3年にも及ぶ長い断絶の日々が始まったのです。連れ去り当夜に相手方弁護士の受任通知が投函され、婚姻費用調停と離婚調停が申し立てられました。子ども達は別居直後から不登校に。私が子どもに会えたのは、この3年間で長女は4回（計約30分）、次男は3回（計約30分）だけ。長男とは一度も会えず。親子交流調停は「子どもが嫌がっている」という主張によって拒否され続け、一方で婚姻費用は決定し私の給与は差し押さえられました。私は仕事を手につかなくなり適応障害と診断され休職。連れ去りから1年間は仕事と係争、そして絶望感だけでした。家庭裁判所への希望は失望に変わり、私は妻と相手方弁護士の刑事告訴にも踏み切りました（結果は不起訴）。出口の見えない暗闇の中で、私はただもがくことしかできませんでした。

### 【転機は「仲間との繋がり」と「発想の転換」】

連れ去りから1年が経とうとしていた頃SNSを開始し、同じ境遇に苦しむ別居親達や、子どもに会えない別居親を支援している「親子ネット」の存在を知りました。オレンジパレードや講演会に参加し、孤独だった私の心に少しずつ光が差し込み始めます。

2024年に成立した改正民法、特に「父母の相互協力義務（フレンドリーペアレントルール）」を知り、私は方針を転換しました。裁判所では妻への反論を最小限にとどめ、妻への非難から「子ども達の利益のために」という主張に切り替えました。また、代理人を解任し本人訴訟に切り替えました。

令和7年3月親子ネットに入会し、そこで得たものは「対決姿勢からの脱却」でした。親子ネット会員の一人から「奥さんに手紙を書いてみたら？」というアドバイスを受けます。最初は「憎き妻に手紙など書けない」と強い抵抗感を覚えました。しかし私は重い腰を上げました。何を書けばいいの全く思いつかず、藁にもすがる思いで「別居している妻へ感謝の手紙」という指示で生成AIに作成させました。いかにもAIが書いたような血の通わない文章で気持ちが伝わらない。自分の言葉で推敲し「子ども達を産んでくれて、育ててくれてありがとう」「君が頑張っていたのを認められず、申し訳なかった」「これからは夫婦の争いはやめて、子どもたちのために協力したい」という思いを綴りました。令和6年10月末、手書きの手紙を妻宅のポストに投函しました。反応はありませんでした。

### 【3年ぶりの対話と「ロールプレイング」の再現】

しばらくして長女の中学進学が迫ってきました。私は再び手紙を書きました。「長女の中学進学、本当に嬉しく思っています。ありがとうございます。入学式に参加したいので日程を教えてくださいませんか」。今度は具体的なお願いを簡潔に記しました。すると投函した翌日、3年間音沙汰のなかった妻から「手紙読みました。ちょっと話したいと思っています。」とショートメッセージが。こうして、3年ぶりに妻と話す機会が訪れたのです。当初は長女の入学式の件だけを話すつもりでした。しかし、妻の口からは「もう係争は疲れた」という、これまで決して聞くことのできなかった言葉でした。その

瞬間、私の脳裏に親子ネットでのロールプレイング「親子交流の再開のために、話し合えるようになることを求める」の光景が鮮やかに蘇りました。目の前の妻がロールプレイングと同じように「共同親権については、あなたが口出して邪魔したいだけでしょ」と言ったのです。私は冷静に、相手の不安や警戒心を理解した上で、準備していた言葉を返すことができました。「邪魔をしたんじゃない。不登校になっている子ども達を支えたいんだ。力を合わせてこの困難を乗り越えたいんだ」。このロールプレイングがなければ、私はきつとカッとなり「お前が連れ去ったからだろう！」と、またしても非難合戦に逆戻りしていたに違いありません。相手の発言を予測し、それに対する最適な応答を事前にシミュレーションできていたこと。それが、この決定的な局面で主導権を握ることができた要因となりました。

### 【共同親権パンフレットが示した協力への道筋】

私は持参した法務省作成のパンフレット「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」を妻の前に広げ、「『父母の関係と親子の関係は別であり、子どものために双方が人格を尊重し協力しなければならない』と国も言っている。夫婦関係は壊れてしまったかもしれない。でも子ども達にとって父親と母親であることは変わらない事実なんだ」と。そして、共同親権や共同監護という言葉を使いながら、それが相手を支配したり邪魔をしたりするためのものではなく、進学のような重要な決定や困難が生じた際に、両方の親が責任をもって関わり、子どもを支えるための仕組みなのだ、丁寧に説明しました。最初は懐疑的な表情だった妻も、私の説明に少しずつ耳を傾け始めました。この法務省の共同親権パンフレットが私の言葉に説得力を持たせ、妻を協力的な姿勢に変えたことは間違いありません。妻は離婚訴訟の取り下げと弁護士の解任と、私との話し合いに応じ、子ども達と自由に会える状況がようやく実現しました。

### 【未来へ向けて】

3年ぶりに再会した子ども達とは、親子関係が壊れてしまっている状態です。特に不登校が続く息子達は深く傷ついています。この傷を癒し親子の絆を再構築していくこと、そして子ども達どう関わっていくか、大きな課題が横たわっています。でも私は絶望していません。なぜなら、金輪際関わりたくないと思うほどの高葛藤状態からでも、考えを変え勇気をもって一步を踏み出せば、対話することは可能だと身をもって知ったからです。その一步を支えてくれたのは、親子ネットの存在であり、ロールプレイングや法務省の共同親権パンフレットといった具体的な知識と準備でした。憎しみの連鎖を断ち切り、子どもの利益・幸せを求め続ければ、必ず道は拓けると私は信じています。

(T.I.)



(3年ぶりに自宅で子どもたちと食事)



## 告知

### ◆ 親子ネット定例会

詳細はHPにて随時告知します。

HP: <https://oyakonet.org>

※ 事前申込み制です。当日の飛び込み参加はお断りしています。

※ zoom参加可 (会員のみ)です!

### ♥ 一般社団法人りむすび

<共同養育実践に向けたサポート>

個別相談、親子交流支援、ADRなど、父母の関係構築に向け伴走します。

<りむすびコミュニティ>

同居親別居親が集い相互理解を深めるオンラインサロンです。

<無料相談会・セミナー>

毎月オンラインにて開催中。詳細はLINEでお届けします。

<問合せ>

Mail: [rimusubi@gmail.com](mailto:rimusubi@gmail.com)

HP: <http://www.rimusubi.com>

### ◆ 当事者女性の親睦会

隔月の土曜日に開催しています。

<日時、場所> 未定

※参加は女性のみとなります。

<参加費> 会場費を頭割りで負担します。

出入り自由です。オンライン参加可。皆さんが悩んでいることを話せる場所として来て頂ければと思います。開催日と場所は近くなりましたら個別にご案内します。

<問合せ>

担当:薄井 Tel: 090-2417-6152

Mail: [erina0516vn@gmail.com](mailto:erina0516vn@gmail.com)

### ♣ 親子ネットNAGANO

<連れ去らない・引き離さない・見放さない>

面会交流支援、離婚・子ども・ステップファミリー関係各種相談・支援

<問合せ>

Mail: [kodomokenri@gmail.com](mailto:kodomokenri@gmail.com)

HP: <http://oyakonetnagano.jimdo.com/>

Tel: 080-5171-1303



## 報道

・2025/7/8 共同通信

子連れ別居日本人元妻に有罪 パリの裁判所、禁錮2年

・2025/7/8 朝日新聞

パリで日本女性に拘禁2年判決 元夫の子を引き離れた罪、親権も剥奪

・2025/6/29 信濃毎日新聞

共同親権運動・国賠訴訟「進める会」が解散集会 「単独親権文化」パネルトーク

・2025/6/26 RKK熊本放送

「共同親権」導入にどう対応? 熊本家裁の新所長に小野寺優子氏着任

・2025/6/25 集英社オンライン

施行まで1年を切った共同親権の民法改正…議論のカギとなる「DV被害の有無」と、「子どもの連れ去り」の現実

・2025/6/24 集英社オンライン

「増える男性のDV被害」暴力を振るった妻が「殺される!」と被害を偽装、さらに子供を連れ去り…行政に相談も「あなたも同罪だ」

・2025/6/12 教育新聞

導入迫る離婚後の共同親権、学校に影響は? 専門家に聞く

・2025/6/12 日経新聞

日本の男女平等指数、118位 女性の政治参加が後退

・2025/6/12 河北新報

福島家裁所長 田口治美氏 共同親権制 円滑に施行

・2025/6/9 共同通信

親子の会話、スマホで減少? 分からないことは「AIに質問」

・2025/6/4 共同通信

夫婦別姓、実質審議が始まる 法案提出3野党へ質疑

・2025/5/30 日経新聞〔私見卓見〕

DV等支援措置、運用改善を急げ 宮崎保成氏 臨床心理士・公認心理師

・2025/5/25 信濃毎日新聞

共同親権で生活はどう変わる? 子どもとの交流、DVの相手… 離婚した人の不安や疑問に専門家が答える

・2025/5/18 信濃毎日新聞

離婚した父と母の2人とも親権を持てる? 改正法が1年後までに施行 親子の生活はどう変化? 専門家が答える

・2025/5/16 ダ・ヴィンチ

なぜ日本では離婚後の「共同親権」が受け入れられにくいのか? 嘉田由紀子が歴史的・制度的な観点から考察する【書評】

・2025/5/15 日本経済新聞

増える男性のDV被害、相談10年で7.5倍 苦しむ自分に嫌悪感も

・2025/5/13 群馬テレビ

【がるがるトーク】弁護士が解説 今後導入予定の「共同親権」とは?

・2025/5/11 聖教新聞

〈法律Q&A〉離婚後の共同親権

・2025/4/30 沖縄タイムス

共同親権 理解深めて ハイビスカスの会 宜野湾でシンポ 父母双方で選択可 ■

別居親も学校行事参加 草野琉大准教授「面会交流 子の不安解消に」

・2025/4/29 静岡新聞

「温かい家裁目指す」静岡家裁所長就任の佐藤氏が抱負

・2025/4/14 弁護士JPニュース

「交換日記やらんかね」子の共同養育をめぐる争う「離婚協議中」の若い父母を一転、「協力する姿勢」に変えた「1冊のノート」とは【家裁調査官解説】

## 住所変更時のお願い

ご住所やメールアドレス等に変更ございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。

Mail: [info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)

## 編集後記

♥ こどもたちとみなさんが笑顔で会える日々が沢山訪れるように、一助となる情報発信ができていれば幸いです。会いたい想いはこどもたちに必ず伝わり、力になるはずですよ! 私自身も諦めず、できることをやっています。(H.K.)

♣ 杉山先生の、連れ去りに屈せず勝ち取った一番・高裁勝訴。刑事告訴の意義、証拠の力、そして制度改革の必要性を改めて実感しました。判決は皆の力で勝ち取るものです。(K.A.)

✍️ 「サイレントリー」という電車内で流れる番組を見たことがありますか? 親の働き姿をモニターで見て感想を言う子。その感想を別室で聞く親。その後に恥ずかしそうに会う親子のドキュメントです。ある親が子に伝えた言葉が泣けます「生きる意味をくれてありがとう」。(S.H.)

## 記事・編集委員

many thanks! to T.I.

編集チーム

### < 別居・離婚後の親子交流を実現する全国ネットワーク 会員募集 >

私たちは別居や離婚により離れて暮らす親子が自然に会えるように、共同親権や親子交流の法制化を求めています。また、絶たれている親子交流が実現するように、裁判所の運用改善や、親子交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。定例会、講演会、ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加ください。

会員 入会金500円 年会費3,000円

親子ネット口座: PayPay銀行 すずめ支店 店番号002 普通貯金 口座番号4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク (オヤコノメンカイコウリュウヲジツゲンズルゼンコクネットワーク) ※口座名変更手続き中

メール: [info@oyakonet.org](mailto:info@oyakonet.org)

ホームページ: <http://oyakonet.org>